

公益財団法人三重県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ三重県連絡協議会
入会登録規程

第1条（総則）

本規程は、公益財団法人三重県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ三重県連絡協議会基本規程（以下「基本規程」という。）第6条に基づき、公益財団法人三重県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ三重県連絡協議会（以下「本協議会」という。）への入会登録に関することについて定める。

第2条（目的）

入会登録は、基本規程第2条に基づき、総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）が本協議会に加入することを目的として行うものとする。

第3条（入会登録申請）

入会登録は、本協議会が別に定める入会登録基準を具備しているものとする。

本協議会正会員については、総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）に登録を行い、本協議会準会員は本協議会への入会登録とする。

第4条（入会登録審査）

本協議会は、前条に定める申請手続を行うための入会登録審査を実施する。

2 入会登録審査については、別に定める。

第5条（入会登録認定）

本協議会は、前条に定める入会登録審査を経た総合型クラブに対し、入会クラブとして認定を行う。

2 入会登録認定については、別に定める。

第6条（有効期間）

入会登録の有効期間は、当該年度、4月1日から3月31日までの1年間とする。

第7条（入会登録更新審査）

入会登録は、年度ごとにこれを更新する。

2 入会登録更新審査については別に定める。

第8条（権利）

入会登録クラブは、次の権利を有する。

（1）正会員総合型クラブ

- ① 全国協議会へ登録を行い、全国協議会が主催する事業に参画すること。ただし、当該事業の要項等により制限がある場合は除く。
- ② 全国協議会が制定する標章等を使用すること。ただし、使用する際に関する条件等は別に定める。

- ③ 本協議会が主催する事業に参画すること。ただし、当該事業の要項等により制限がある場合を除く。

(2) 準会員総合型クラブ

- ① 本協議会が主催する事業に参画すること。ただし、当該事業の要項等により制限がある場合を除く。

第9条（遵守事項）

入会登録クラブのうち正会員総合型クラブは、適正な組織運営等を行うため、全国協議会登録規程第9条に定める事項を遵守しなければならない。

なお、準会員総合型クラブは、全国協議会登録規程第9条の事項を遵守することが望ましい。

第10条（登録料）

本協議会は、第5条に定める入会登録認定を行ったクラブから加入費を受領するものとする。

2 前項に定める加入費は基本規程第7条に定める額とする。

第11条（処分）

本協議会は、入会登録クラブのうち正会員総合型クラブが、全国協議会登録規程第9条に定める遵守事項に違反する行為（以下「違反行為」という。）の疑いがあるとき、全国協議会が定める処分細則に基づき対応を行うものとする。

2 前項の対応を行った結果、当該登録クラブの違反行為が明らかとなり、処分を行う必要があると判断された場合、当該登録クラブを処分するものとする。

第12条（個人情報の扱い）

本規程に基づき本協議会が取得した個人情報の取扱いについては、本協議会事務局となる公益財団法人三重県スポーツ協会の取扱に準拠する。

第13条（改定）

本規程は、本協議会役員会及び総会の議決により変更することができる。

附則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この改正規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 3 この改正規程は、令和7年5月30日から施行する。